

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
翌日
がと
休
日
に
そ
の
翌
日
に
お
き
ま
す
)

目次

- ◇告 示 字の区域の変更等
- 卸売販売業者の業務の引継ぎの承認
- 土地改良法による換地処分
- 港湾管理者となつた旨の告示
- 港湾区域の定めのない港湾の一部改正

告 示

鳥取県告示第五十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、岸本町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十四条第四項の規定による大原千町地区第一工区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十五年一月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する 字の名称	同上の区域（昭和五十四年二月一日現在の地番による。）
丸山字下ノ原	丸山字垣原田四二七の一、四二八の一、四三二の一、四三三の一、四三三の二及びこれらと一体をなす国有地、丸山字井手ノ上四三四の一、四三五及び四三六の一、丸山字南原の全域、丸山字中原の全域、丸山字垣ノ内五二一の二、五二二、五二三の六及びこれらと一体をなす国有地並びに丸山字下ノ原の全域
丸山字原添	丸山字原添四四一から四四三までの一部、四四四から四四六まで、四四七の一部、四四九の一部、四五〇の一部、四五二の一部、四五三、四五四、四五五の一部、四五七、四五八、四五九の一部、四六〇の一部、四六二の一部、四七一の一部及びこれらと一体をなす国有地、丸山字原手四七二の一部、四七六の三、四七七の一、四七七の二、四七八の一、四七八の二、四七九の一の一部、四七九の二、四八〇、四八一の一、四八一の二、四八二、四八三の一から四八三の三まで、四八四及びこれらと一体をなす国有地並びに大原字三本木下通り七二六の一部及びこれと一体をなす国有地の一部並びに七二七と一体をなす国有地の一部
丸山字垣原田	丸山字垣原田のうち四二七の一、四二八の一、四三一の一、四三三の一、四三三の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
丸山字井手ノ上	丸山字井手ノ上のうち四三四の一、四三五及び四三六の

	<p>一以外の区域</p>
<p>丸山字垣ノ内</p>	<p>丸山字垣ノ内のうち五二二の二、五二二、五二三の六及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>須村字出口</p>	<p>須村字出口のうち一三三の一部、一四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、丸山字原手四七二の一部、四七四の一部、四七五の一部、四七六の一、四七六の二及びこれらと一体をなす国有地、須村字豆尻二二の一部、二六の一部及び二七の一部並びに須村字巻反少田五五〇の一の一部、五五〇の三の一部、五五〇の四の一部、五五一の一、五五一の二、五五二の二、五五二の三、五五三及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>須村字豆尻</p>	<p>須村字出口一三三の一部、一四の一部及びこれらと一体をなす国有地、須村字豆尻二二の一部、二三から二五まで、二六から二九までの一部、三〇及びこれらと一体をなす国有地、須村字深子三九の一部、四〇の一部、四三の二の一部、四三の二の一部、四四の一部、四五の一部及びこれらと一体をなす国有地、須村字三反田一七〇の一部、一七一の二の一部、一七一の二の一部、一七二の二及び一七三の二の一部、丸山字原添四五九の一部、四六九の二の一部、四六九の二の一部、四七〇の一部、四七一の一部及びこれらと一体をなす国有地、丸山字原手四七二の一部、四七三、四七四の一部及び四七五の一部並びに須村字巻反少田五五〇の二の一部、五五〇の三の一部、五五〇の四の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
	<p>〇の二の一部、五五〇の三の一部、五五〇の四の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>須村字深子</p>	<p>須村字深子のうち三九の一部、四〇の一部、四三の二の一部、四三の二の一部、四四の一部、四五の一部、四八の二、四八の三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、須村字豆尻二七から二九までの一部及びこれらと一体をなす国有地、須村字下腹ケ中五一の二、五五の二、五五の三、五六の二、五六の三、五七の二及び五八の二から五八の四まで、須村字腹ケ中六一の二、六二の二、六二の三、六三の二、六三の三、六四の二、六四の三、六五の二、六五の三、六六の二、六六の三、六七、六八の二、六八の三、七七の二、七八の二、七八の三、七九の二、七九の三、八〇から八二まで、八三の二、八三の三、八四の二、八四の三、八六の二、八七の二、八七の三、八八の二、九〇の二、九一の二及びこれらと一体をなす国有地、須村字細入一六八の六の一部、一六八の七の一部、一六九の二、一六九の三及びこれらと一体をなす国有地、須村字三反田二七〇の一部、一七一の二の一部、一七一の三の一部、一七三の二の一部及び一七三の三、丸山字原添四五九の一部、四六〇の一部、四六一の一部、四六四の一部、四六五、四六六の二の一部、四六六の三の一部、四六七、四六八、四六九の二の一部、四六九の三の一部、四七〇の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大原字横枕六九九の二の一部</p>

須村字細入

須村字細入のうち一六四の二、一六七の一、一六八の三、一六八の五、一六八の六の一部、一六八の七の一部、一六九の一、一六九の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、須村字中原一四七の二、一四八の二、一四九の二、一五〇の二、一五一の二、一五二の二、一五三の一の一部及び一五三の三の一部、須村字下細入のうち一五五、一五六の一部、一五八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、須村字三反田一七三の一の一部、須村字清水田一七四の一部、一七五の一部、一八四から一八六までの一部、一八七、一八八の一部及びこれらと一体をなす国有地、須村字源太垣一九二の一部、一九三の一部、一九四、一九五の一部、一九六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに須村字四反田一九九の一部

須村字林ノ元

須村字下細入一五六の一部及びこれと一体をなす国有地、須村字三反田一七二の一、一七三の一部及びこれらと一体をなす国有地、須村字清水田のうち一七四の一部、一七五の一部、一七八の一部、一八四の一部、一八五の一部、一八六の一部、一八七、一八八の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、須村字源太垣一九〇、一九一、一九二の一部、一九三の一部、一九五から一九七までの一部及びこれらと一体をなす国有地、須村字四反田一九九の一部及びこれと一体をなす国有地、須村字細田四五九の一の一部、四六一の一部、四六二の一部、四六三、四六四の一部及びこれらと一体をなす国有地、須村字石黒四八〇の一部

須村字内畑

四八一の一部及びこれらと一体をなす国有地、須村字林ノ元四八二から四八五までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに須村字彦反少田五五〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地

須村字墓ノ前

須村字清水田一七八の一部、須村字細田道下四二六の一部、四二七から四三〇まで、四三一の一部、四三二の一部、四三三、四三四の一部、四三五の一部、四三七の一部、四四〇の一部、四四一の一部、四四二、四四三の一部及びこれらと一体をなす国有地、須村字細田四五九の一の一部、四六二の一部、四六四の一部、四六五及びこれらと一体をなす国有地、須村字石黒のうち四六六の一部、四八〇の一部、四八一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、須村字林ノ元四八二から四八五までの一部及びこれらと一体をなす国有地、須村字内畑四八六の一部、四八七の一部、四八七の二の一部、四八八の一部、四九六から四九八までの一部及びこれらと一体をなす国有地、須村字墓ノ前五四九の一及びこれと一体をなす国有地並びに五四八の一と一体をなす国有地並びに須村字彦反少田五五〇の二の一部、五五〇の五、五五二の三、五五二の一及びこれらと一体をなす国有地

須村字墓ノ前のうち五四九の一及びこれと一体をなす国有地並びに五四八の一と一体をなす国有地以外の区域、須村字下ノ原三〇三の一部及びこれと一体をなす国有地、須

<p>須村字墓ノ下</p>	<p>村字原田三九八から四〇二までの一部、須村字細田道下四〇九の一部、四一一から四一三までの一部、四一四、四一五、四一六の一、四一六の二、四一七から四二三まで、四二四の一部、四二五、四二六の一部、四三三から四三六まで的一部及びこれらと一体をなす国有地、須村字石黒四六六の一部及びこれと一体をなす国有地、須村字内畑四八六の一部、四八七の一の一部、四八七の二の一部、四八八の一部、四八九から四九五まで、四九六から四九八まで的一部及びこれらと一体をなす国有地並びに須村字墓ノ下四九九から五〇三まで、五二〇から五二六まで及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>須村字原田</p>	<p>須村字墓ノ下のうち四九九から五〇三まで、五二〇から五二六まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、須村字原田四〇一の一部、四〇二の一部、四〇三の一から四〇三の三まで、四〇四の一部、四〇五の一部、四〇六の一、四〇六の二、四〇七の一、四〇七の二、四〇八の一、四〇八の二及びこれらと一体をなす国有地並びに須村字細田道下四〇九の一部、四一〇、四一一から四一三まで的一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>須村字下ノ原</p>	<p>六三の一、三六三の二、三六四の一、三六四の二、三六五の一部、三六六の一、三六六の二、三六八、三六九の一部、三七一の一の一部、三七一の二の一部、三七三の一部、三七四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに須村字原田三八三から三八五まで、三八六の一、三八六の二、三八七から三九三まで、三九四の一部、三九五、三九六の一部、四〇一の一部、四〇四の一部、四〇五の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>須村字下ノ原</p>	<p>須村字下ノ原二九三の三の一部、二九五から二九八までの一部、二九九から三〇二まで、三〇三の一部、三〇四から三二二まで、三二四の一部、三二五から三二二まで、三二二から三二四までの一部、三二五、三二六の一、三二七、三二八、三二九の一の一部、三二九の二、三三〇、三三一、三三二の二の一部、三三三の一部、三三四から三三八まで、三三九の一部、三四〇から三四三まで、三四四の一部、三三八の一部、三四九の一部、三五〇の一部、三五二の二、三五三の一から三五三の三まで、三五四の一、三五四の二の一部、三五五、三五六、三五七の一から三五七の四まで、三五八の一から三五八の四まで、三五九の一、三五九の二、三六〇、三六一及びこれらと一体をなす国有地、須村字原田三九四の一部、三九六の一部、三九七、三九八から四〇一までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに須村字細田道下四二四の一部、四三六の一部、四三七の一部、四三八の一部、四四八の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>

須村字細田

須村字水尻

須村字水尻二二八から二三二までの一部、二五三の一部、二五四、二五五、二五六の一部、二五七、二五八から二六〇までの一部、二六一から二六七まで及びこれらと一体をなす国有地、須村字水尻道端二六八の一部、二六九の一部、二七〇の一部、二七〇の二、二七一から二七三まで、二七五、二七六、二八三、二八四の二から二八四の三まで、二八五、二八六の二、二八六の三、二八七から二八九まで、二九〇の一部、二九一、二九二及びこれらと一体をなす国有地、須村字下ノ原二九三の二、二九三の三、二九三の三の一部、二九四、二九五から二九八までの一部、三三九の一部、三三三の二、三三三の二の一部、三三三の三の一部、三三四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、須村字細田道下四三二の一部、四三二の一部、四三七の一部、四三八の一部、四三九、四四〇の一部、四四一の一部、四四三の一部、四四四から四四六まで、四四七の二、四四七の二、四四八の一部、四四九から四五四まで及びこれらと一体をなす国有地並びに須村字細田四五五の一部、四五六の一部、四七七、四七八、四五九の二の一部、四五九の二、四六〇の一部、四六一の一部及びこれらと一体をなす国有地

須村字水尻のうち二二八から二三二までの一部、二四五の二の一部、二四六の二、二四七の二、二四八の一部、二五一の一部、二五三の一部、二五四、二五五、二五六の一部、二五七、二五八から二六〇までの一部、二六一から二

須村字中原

六七まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、須村字源太垣一九七の一部、須村字四反田一九八の二、一九八の二、一九九から二〇一までの一部、二〇二、二〇三の一部、二〇四から二〇六まで、二一一の一部、二一二、二一三の一部及びこれらと一体をなす国有地、須村字中原尻二二二の二、二二二の三、二二三の二から二二三の三まで、二二六及びこれらと一体をなす国有地、須村字水尻道端二六八の一部、二六九の一部、二九〇の一部及びこれらと一体をなす国有地、須村字細田四五五の一部、四五六の一部、四五九の二の一部、四六〇の一部、四六一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに久古字大澤一〇五六の二、一〇六二の三、一〇六八、一〇六九の二及びこれらと一体をなす国有地

須村字中原一五三の二の一部、一五三の三の一部、一五四の二、一五四の三、須村字下細入一五五、一五六の一部、一五八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、須村字四反田一九九から二〇一までの一部、二〇三の一部、二一一の一部、二二三の一部、二二四、二二五、二二六の二、二二六の三、二二七の二、二二七の二及びこれらと一体をなす国有地、須村字中原尻二二八の二、二二八の二及びこれらと一体をなす国有地並びに須村字水尻二四五の二の一部、二四六の二、二四七の二、二四八の一部、二五一の一部及びこれらと一体をなす国有地

<p>須村字亀ヶ測</p> <p>須村字亀ヶ測三六二、三六三の一、三六三の二、三六四の一、三六四の二、三六五の一部、三六六の一、三六六の二、三六八、三六九の一部、三七一の一の一部、三七一の二の一部、三七三の一部、三七四の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>須村字腹ヶ中</p> <p>須村字深子四八の二及びこれと一体をなす国有地の一部、須村字下腹ヶ中のうち四九の一部、五〇の一部、五一の二、五二から五四までの一部、五五の二、五五の三、五六の二、五六の三、五七の二、五八の一部、五八の二から五八の四まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、須村字腹ヶ中六一の一、須村字中狭一一七から一二〇までの一部並びに須村字平岩一三七の一部</p>	<p>須村字平岩</p> <p>須村字深子四八の三の一部、須村字下腹ヶ中四九の一部及びこれと一体をなす国有地、須村字平岩一三七の一部、一三八、一三九から一四一までの一部、一四三から一四五までの一部及び一四六、須村字中原一四七の一、一四八の一、一四九の一、一五〇の一、一五一の一、一五二の一、一五三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、須村字細入一六四の二、一六七の一、一六八の三、一六八の五及びこれらと一体をなす国有地、番原字下北田八八七の一部並びに番原字上北谷八八八の一部、八八九の一部、八九一の一部、八九二、八九三の一部、八九四の一部、八九五から八九八まで、八九九の一の一部、八九九の三の一部、九</p>
<p>須村字水尻道端</p> <p>〇〇の一部、九〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>須村字水尻道端のうち二六八、二六九、二七〇の一、二七〇の二、二七一から二七三まで、二七五、二七六、二八三、二八四の二から二八四の三まで、二八五、二八六の一、二八六の三、二八七から二八九まで、二九〇、二九一、二九二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>須村字中原尻</p> <p>須村字中原尻のうち二一八の一、二一八の二、二二二の一、二二二の三、二二三の一から二二三の三まで、二二六及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大原字三本木下通り</p> <p>丸山字原添四四一から四四三までの二部、四四七の一部、四四八、四四九の一部、四五〇の一部、四五一、四五二の一部、四五五の一部、四五六、四六〇から四六二までの一部、四六三、四六四の一部、四六六の一の一部、四六六の三の一部及びこれらと一体をなす国有地、大原字三本木ノ上六〇七の二、六〇八の二、六〇八の三及びこれらと一体をなす国有地、大原字横枕六九七の二、六九八の二、六九九の一の一部、六九九の三、七〇〇、七〇一の一、七〇一の三、七二三の二、七二五の二、七二五の三、七二六及びこれらと一体をなす国有地並びに大原字三本木下通り七一七、七一八の二、七一八の三、七二〇の二、七二一の二、七二二の三、七二二の二、七二二の三、七二三の二、七二三の三、七二四、七二五、七二六の一部、七二七、七二八、</p>

<p>大原字三本木ノ上</p>	<p>七二九の二、七二九の二、七三〇の二、七三二の一、七三一の二、七三二の四、七三二の一、七三二の二、七三三及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
<p>大原字三本木ノ上</p>	<p>大原字三本木ノ上のうち六〇七の二、六〇八の一の一部、六〇八の二、六〇八の三、六〇九、六一〇の一部、六一一、六一二の一部、六一五の一部、六一六の一部、六三〇の一部、六三一、六三二、六三三の一部、六三三の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大原字三通田五六三の一の一部、五六三の二、五六四の一部、五六五の一部及び五七一の一部、大原字井手口五六一の二及び五六二の二と一体をなす国有地の一部並びに大原字竹ノ下六八四の二と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大原字三通田</p>	<p>大原字三通田のうち五六三の一の一部、五六三の二、五六四の一部、五六五の一部及び五七一の一部以外の区域、大原字貝市四三六、四三九の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四三九の四と一体をなす国有地並びに大原字井手口五五三の一、五五四の一、五五四の二、五五五の二及び五五八の二と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大原字横枕</p>	<p>大原字三本木ノ上六〇八の一の一部、六〇九、六一〇の一部、六一一、六一二の一部、六一五の一部、六一六の一部、六三〇の一部及びこれらと一体をなす国有地、大原字竹ノ下六三九の一部、六四〇、六四一の一部、六四二の一部、六七一の一部、六七二、六七三の一部、六七四の一部</p>
<p>大原字竹ノ下</p>	<p>六七六の一部及びこれらと一体をなす国有地、大原字中挾のうち六八四の一部以外の区域、大原字横枕六九四、六九五の一部、六九八の一部、七〇一の二、七〇二から七〇四まで、七〇五の一部、七〇六から七二二まで、七二三の一、七二四、七二五の一及びこれらと一体をなす国有地並びに大原字三本木下通り七一八の一、七一九、七二〇の一、七二二の一、七二二の二、七二三の一、七三〇の一、七三一の三、七三二の三及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大原字竹ノ下</p>	<p>大原字竹ノ下のうち六三九の一部、六四〇、六四一の一部、六四二の一部、六五八の一部、六七二の一部、六七三の一部、六七四の一部、六七五、六七六の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに六三四の二及び六五九と一体をなす国有地の一部以外の区域、大原字下ノ原五三三の一部、五三四の一、五三四の二の一部及び五三五の一部、大原字井手口五三九の一部、五四二の一部、五四三の一部、五四四から五四九まで、五五〇から五五二まで、五五三、五五四の二、五五五の一、五五五の二、五五六、五五七、五五八の一、五五八の二、五五九、五六〇、五六一の二、五六二の二、五六二の二及びこれらと一体をなす国有地の一部、大原字三本木ノ上六三〇の一部、六三二、六三三、六三三の二の一部、六三三の二及びこれらと一体をなす国有地、大原字中挾六八四の一部、真野字三角田一一七三の一部及びこれと一体をなす国有地並びに真野字向三反田一一七四の一部、一一七五の一部及び</p>

<p>これらと一体をなす国有地</p>	<p>大原字下ノ原 大原字下ノ原のうち五三三の一部、五三四の一、五三四の二の一部、五三五の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大原字御崎原四七九、四八〇の一及びこれらと一体をなす国有地、大原字井手口五三八、五三九の一部、五四〇、五四一、五四二の一部、五四三の一部、五五〇から五五二までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに真野字釜ヶ上二〇四一の四、一〇四二の一、一〇四三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大原字中狭 須村字下腹ヶ中四九の一部、五〇の一部、五二から五四までの一部、五八の一の一部及びこれらと一体をなす国有地、須村字腹ヶ中六二の一の一部、六四の一、六五の一、六七の一、六八の一、六九から七六まで、七七の一、七八の二、八四の二、八五、八六の一、八七の二、八八の一、八九、九〇の一、九一の一、九二及びこれらと一体をなす国有地、須村字向腹ヶ中の全域、須村字中狭のうち一一〇の一部、一一一の一部、一一三の一部、一一七から一二〇までの一部、一二三の一部、一二四の一部、一二六の一部、一二七から一三一まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、須村字平岩一三六の一部、一三七の一部及びこれらと一体をなす国有地、丸山字原添四六六の二及びこれらと一体をなす国有地、大原字竹ノ下六七六の一部及びこれらと一体をなす国有地、大原字横枕六九五の一部、六九六、六</p>	
<p>大原字貝市 九七の一、六九八の一の一部、六九九の二、七〇五の一部及びこれらと一体をなす国有地、真野字向三反田一一七六の一部、一一七七の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに真野字札建一一九二の二から一一九二の四までの一部</p>	<p>大原字井手口 大原字井手口五五三の一及び五五四の一</p>	<p>大原字御崎原 大原字御崎原のうち四七九、四八〇の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>真野字向三反田 真野字向三反田のうち一一七四から一一七七までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、須村字中狭一一〇の一部、一一一の一部、一一三の一部、一二三の一部、一二四の一部及びこれらと一体をなす国有地、大原字竹ノ下六七四の一部、六七五、六七六の一部及びこれらと一体をなす国有地、真野字反り田一一三一の一部、一一三二の一部及びこれらと一体をなす国有地、真野字三角田一一六四の一の一部、一一六四の二の一部、一一六五、一一六六から一一六八までの一部、一一七一から一一七三までの一部及びこれらと一体をなす国有地、真野字向三反田下のうち一一八六の一部、一一八七の一部、一一八九の二から一一八九の三までの一部、一一九〇の一部、一一九一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに真野字札</p>

<p>真野字三角田</p>	<p>建一一九二の二から一一九二の四までの一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>真野字三角田のうち一一六四の一部、一一六四の二の一部、一一六五、一一六六から一一六八までの一部、一一七一から一一七三までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大原字下ノ原五三四の二の一部及びこれと一体をなす国有地、大原字竹ノ下六五八の一部及びこれと一体をなす国有地並びに六五九と一体をなす国有地の一部、真野字反り田一一二九の一部、一一三一の一部、一一三二の一部、一一三三から一一三六まで、一一三七から一一四〇までの一部及びこれらと一体をなす国有地、真野字三反田一一四九の一部、一一五七から一一五九までの一部、一一六〇、一一六一の一部、一一六二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに真野字向三反田下一一八六の一部、一一八七の一部、一一九〇の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大原字下ノ原五三二の一部、五三三の一部、五三四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、真野字釜ヶ上一〇四三の一部及び一〇四四の二の一部、真野字反り田一一三七から一一四〇までの一部、一一四一、一一四二の一部、一一四三の一部、一一四六の一部、一一四七の一部、一一四八及びこれらと一体をなす国有地並びに真野字三反田(一一四九の一部、一一五〇、一一五一、一一五二の一部、一一五五の一部、一一五六、一一五七から一一五九までの</p>
<p>真野字反り田</p>	<p>一部、一一六一の一部、一一六二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>真野字釜ヶ上一〇四三の一部、一〇四四の二、一〇四四の二の一部及び一〇四六、真野字カラゲ一一二五の一部、真野字反り田一一四三の一部、一一四四の一部、一一四四の二、一一四四の四の一部、一一四五、一一四六の一部、一一四七の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに真野字三反田一一五二の一部、一一五三、一一五四、一一五五の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>須村字中狭一二六の一部及び一二七から一三一まで、須村字平岩一三二から一三五まで、一三六の一部、一三七の一部、一三九から一四一までの一部、一四二、一四三から一四五までの一部及びこれらと一体をなす国有地、番原字古殿八六一の一部、八六二の一部及びこれらと一体をなす国有地、番原字井手湖八六三、八六四の一部、八六五の一部、八六六、八六七の一部、八六九の一部及びこれらと一体をなす国有地、番原字下北田八八七の一部及びこれらと一体をなす国有地、番原字上北谷八八八の一部、八八九の一部、八九〇、八九一の一部、八九九の二の一部、八九九の三の一部、八九九の四、八九九の五、九〇〇の一部、九〇一の一部、九〇二及びこれらと一体をなす国有地並びに真野字札建一一九二の二の一部、一一九二の二の一部、一一九三の一部、一一九八の二の一部、一二〇一の一部、一二〇二の二の一部、一二〇四の二の一部、一二〇四の二の一部、</p>
<p>真野字札建</p>	<p>真野字三反田</p>

<p>真野字細田</p>	<p>真野字向三反田下</p>	<p>一二〇五の二から一二〇五の三まで、一二〇六から一二〇九まで、一二一〇の二の二の二、一二一〇の二の二の二、一二一〇の三及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>真野字細田のうち一一〇四の二、一一〇五の二、一一〇五の二、一一〇九の二、一一一〇の二、一一一〇の二、一一二以外の区域、番原字上芦原八四七の二</p>	<p>番原字上芦原八四六の二の二、八四六の三の二、八四七の二の二及びこれらと一体をなす国有地、番原字古殿八五七の二、八五八の二、八五九、八六〇、八六一の二、八六二の二及びこれらと一体をなす国有地、番原字井手測八六四の二、八六五の二、八六九の二及びこれらと一体をなす国有地、真野字細田一一〇四の二、一一〇五の二及び一一〇五の二の二、真野字反り田一一二九の二の二、一一三〇、一一三二の二及びこれらと一体をなす国有地、真野字向三反田下一一八九の二の二、一一八九の二の二、一一八九の三の二、一一九〇の二及び一一九一の二並びに真野字札建一一九二の二から一一九二の三までの二、一一九三の二、一一九四、一一九五、一一九七、一一九八の二、一一九八の二、一一九九から一二〇二までの二、一二〇三の二、一二〇三の二の二、一二〇四の二、一二〇四の二の二、一二一〇の二、一二一〇の二の二、一二一一の二、一二一二の二、一二二三の二及びこれらと一体をなす国有地の二</p>	<p>番原字上芦原八四六の二の二、八四六の三の二、八四七の二の二及びこれらと一体をなす国有地、番原字古殿八五七の二、八五八の二、八五九、八六〇、八六一の二、八六二の二及びこれらと一体をなす国有地、番原字井手測八六四の二、八六五の二、八六九の二及びこれらと一体をなす国有地、真野字細田一一〇四の二、一一〇五の二及び一一〇五の二の二、真野字反り田一一二九の二の二、一一三〇、一一三二の二及びこれらと一体をなす国有地、真野字向三反田下一一八九の二の二、一一八九の二の二、一一八九の三の二、一一九〇の二及び一一九一の二並びに真野字札建一一九二の二から一一九二の三までの二、一一九三の二、一一九四、一一九五、一一九七、一一九八の二、一一九八の二、一一九九から一二〇二までの二、一二〇三の二、一二〇三の二の二、一二〇四の二、一二〇四の二の二、一二一〇の二、一二一〇の二の二、一二一一の二、一二一二の二、一二二三の二及びこれらと一体をなす国有地の二</p>
<p>真野字溝落</p>	<p>番原字菅蒲河八二二の二、八二三、八二四の二の二、八二四の二、八二五の二、八二六、八二七の二及びこれらと一体をなす国有地、番原字上芦原八四九の二、八五〇の二、八五〇の二の二、八五二の二、八五二の二の二及びこれらと一体をなす国有地、番原字古殿八五二の二、八五三の二、八五三の二及びこれらと一体をなす国有地、真野字溝落二〇八五の二、二〇八六の二、二〇八七の二、二〇八七の二の二、二〇八八の二、二〇八九の二、二〇九〇から二〇九四まで、二〇九五の二、二〇九六の二</p>	<p>の二、八四七の二の二、八四八の二の二、八四八の二、八四九の二、八五〇の二の二、八五〇の二の二及びこれらと一体をなす国有地、番原字古殿八五三の二、八五四から八五六まで、八五七の二、八五八の二及びこれらと一体をなす国有地、真野字溝落二〇九五の二、一〇九六の二及びこれらと一体をなす国有地、真野字カラゲ一一二八の二、一一二八の二の二及びこれらと一体をなす国有地、真野字反り田一一二九の二、一一二九の二、一一三一の二、一一四〇の二及びこれらと一体をなす国有地並びに真野字札建一一九九の二、一二〇〇の二、一二〇三の二の二、一二〇三の二の二、一二一一の二、一二一二、一二二三の二、一二二四から一二二七まで、一二二八の二、一二二九、一二二〇、一二二二の二及びこれらと一体をなす国有地並びに一一九五と一体をなす国有地の二</p>

<p>一部及びこれらと一体をなす国有地、真野字細田一一〇九の 一部、一一一〇の一部、一一一一及び一一一二、真野字 カラゲ一一二三の一部、一一二四の一部、一一二六から一 一一八までの一部、一一二四の二の一部、一一二四の二の 一部、一一二四の三、一一二六の二から一一二六の四まで、 一一二七の二、一一二七の二、一一二八の二の一部、一一 二八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、真野字反 り田一一四〇の一部、一一四二の一部、一一四三の二の一 部及び一一四三の二並びに真野字札建一一二八の一部、一 一二二一、一二二二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>真野字カラゲ</p> <p>真野字釜ヶ上二〇五二の三及びこれと一体をなす国有地 真野字出口一〇五二の二、一〇五四の二、一〇五五の四、 一〇五九の六及び一〇六一、真野字原添一〇六二の二、一 〇六二の二、一〇七四から一〇七六まで、一〇七七の二、 一〇七七の二、一〇七八の二、一〇七八の二、一〇七九、 一〇八〇及びこれらと一体をなす国有地、真野字溝落一〇 八二から一〇八四まで、一〇八五の一部、一〇八六の一部、 一〇八七の二の一部、一〇八七の二の一部、一〇八八、一 〇八九の二部及びこれらと一体をなす国有地、真野字カラ ゲ一一一三の一部、一一一四の一部、一一一五、一一一六 から一一一八までの一部、一一一九の二、一一一九の二、 一一二〇の二から一一二〇の三まで、一一二二の二、一一 二二の二、一一二二、一一二三、一一二四の二の一部、一 一二四の二の一部、一二二五の一部及びこれらと一体をな</p>			
<p>真野字釜ヶ上</p> <p>す国有地並びに真野字反り田一一四三の二の一部、一一四 四の二の一部、一一四四の三、一一四四の四の一部及び一 一四四の五</p>	<p>真野字釜ヶ上</p> <p>真野字釜ヶ上のうち一〇四一の四、一〇四二の二、一〇 四三、一〇四四の二、一〇四四の二、一〇四六、一〇五一 の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>真野字出口</p> <p>真野字出口のうち一〇五二の二、一〇五四の二、一〇五 五の四、一〇五九の六及び一〇六一以外の区域</p>	<p>真野字原添</p> <p>真野字原添のうち一〇六二の二、一〇六二の二、一〇七 四から一〇七六まで、一〇七七の二、一〇七七の二、一〇 七八の二、一〇七八の二、一〇七九、一〇八〇及びこれら と一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>番原字上北谷</p> <p>須村字中原一五三の二の一部、一五四の二及びこれらと 一体をなす国有地、須村字四反田二一六の二及びこれと一 体をなす国有地、久古字北田ハナ七五九の一部、七六〇、 七六一の一部、七六二の一部及びこれらと一体をなす国有 地、久古字北田七六四の一部、七六七の一部及びこれらと 一体をなす国有地、久古字北田山際七六八から七七一まで、 七七二の二、七七二、七七四の二、七七五から七七八まで、 七七九の一部、七八一の一部及びこれらと一体をなす国有 地、番原字下北田八七二の一部、八七三、八七四の一部、 八七五、八七六、八七七、八七八、八七九の一部、八八〇の 一部、八八二の一部、八八三の一部、八八四から八八六ま</p>

番原字下北田	<p>で、八八七の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに番原字上北谷八八八の一部、八九三の一部、八九四の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
番原字井手湖	<p>久古字五反田七四一から七四三までの一部及びこれらと一体をなす国有地、久古字四通り田七四四の一部、七四八から七五一までの一部、七五二の二の一部、七五二の二の一部、七五三から七五五までの一部、七五六及びこれらと一体をなす国有地、久古字北田ハナ七五七、七五八、七五九の一部、七六一の一部、七六二の一部、七六三及びこれらと一体をなす国有地、久古字北田七六四の一部、番原字井手湖八六七の一部、八六八、八六九の一部、八七〇の一部、八七一及びこれらと一体をなす国有地並びに番原字下北田八七二の一部、八七四の一部、八七九の一部、八八〇の一部、八八一、八八二の一部、八八三の一部、八八七の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
番原字古殿	<p>七八二の一部、七八三、七八四から七八六までの一部及びこれらと一体をなす国有地、番原字上青原八三四の二の一部、八三四の二の一部、八三七の二の一部、八三八、八三九、八四〇の二の一部、八四一の一部、八四二から八四四まで、八四五の二、八四五の二、八四六の二、八四六の二の一部、八四六の三の一部、八四七の二の一部、八四七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、番原字井手湖八六九の一部、八七〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに番原字古殿八五八と一体をなす国有地の一部</p>
番原字上青原	<p>番原字トフガ七七四の二の一部、七七五の一部、七七六、七七七から七七九までの一部、七八〇、七八一、七八二の一部、七八四から七八六までの一部及びこれらと一体をなす国有地、番原字青原七八八の一部、七八九、七九〇の一部、七九一の一部、七九三の一部、七九四、七九五の一部、七九六の一部、七九八の二の一部、七九八の二、七九九の二の一部、七九九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに番原字上青原八三一の一部、八三二、八三三の一部、八三四の二の一部、八三四の二の一部八三六、八三七の一部、八四〇の一部、八四一の一部、八四七の二の一部、八四八の二の一部、八四九の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
番原字トフガ七七五	<p>久古字上反り七二八の二の一部、七二八の二の一部、七二八の三及びこれらと一体をなす国有地、久古字五反田七二九の二の一部、七二九の二、七二九の三、七三〇の二の一部、七三〇の二、七四一の一部及びこれらと一体をなす国有地、久古字四通り田七四四の一部、七四五の二、七四五の二、七四六、七四七、七四八から七五〇までの一部、七五一の二の一部、七五二の二の一部、七五二の二の一部、七五三から七五五までの一部及びこれらと一体をなす国有地、番原字トフガ七七五の一部、七七七から七七九までの一部、</p>

<p>番原字直蒲河</p> <p>九七、七九八の二の一部、七九九の二の一部、八〇〇、八〇一、八〇二の二の一部、八〇三、八〇四、八〇五の二、八〇五の二及びこれらと一体をなす国有地、番原字直蒲河八〇六から八〇九まで、八一〇から八一二までの二の一部、八二二の二の一部、八二四の二の一部、八二五の二の一部、八二七の二の一部、八二八から八三〇まで及びこれらと一体をなす国有地並びに番原字上芦原八三一の一部、八三三の一部、八四九の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>番原字小才</p> <p>番原字小才六九一の二、六九二の二、六九三の二の一部、六九四の二及びこれらと一体をなす国有地、番原字芦原八〇五の二と一体をなす国有地、番原字直蒲河八一〇の二の一部、八一二の一部、八一三の一部、八一四の二、八一五の二、八一六の二、八一七の二、八一八、八一九の二、八二〇、八二一、八二二の二の一部、八二四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに番原字小才葦下六五七の二から六五七の三まで及び六五九の二と一体をなす国有地の一部</p>	<p>番原字トフガ</p> <p>番原字小才のうち六九一の二、六九二の二、六九三の二、六九四の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、番原字馬場七五一の二、七五二の三、七五三の二、七五四の二及びこれらと一体をなす国有地並びに番原字芦原八〇五の三、八〇五の四及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>番原字植松七〇五の一部、七〇六の一部及びこれらと一体をなす国有地、久古字下反り七〇七の一部、七〇九の一部、七二〇の一部、七二二の一部、七二四の一部、七二五の一部、七二六及びこれらと一体をなす国有地、久古字神田七二七、七二八の一部、七二九の一部、七三〇の一部、七三二の一部、七三三の一部、七三四の一部、七三五の一部、七三六及びこれらと一体をなす国有地、久古字下反り七三七の二、七三九の二、七四〇の二、七四一の二、七四二の二、七四三の二、七四四の二、七四五の二、七四六及びこれらと一体をなす国有地並びに番原字芦原七九九の二から七九九の三まで</p>
<p>番原字芦原</p> <p>久古字堂田六九八の一部、六九九の二及びこれらと一体をなす国有地、久古字植松七〇〇から七〇四まで、七〇五の二の一部、七〇六の二及びこれらと一体をなす国有地、久古字下反り七〇七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、久古字神田七二八の一部、七二九、七三〇の一部、七三二、七三三の一部、七三四の一部、七三五の二の一部、七三六の二、七三七の二、七三九の二、七四〇の二、七四一の二、七四二の二、七四三の二、七四四の二、七四五の二、七四六及びこれらと一体をなす国有地並びに番原字芦原七九九の二から七九九の三まで</p>	<p>久古字堂田六九八の一部、六九九の二及びこれらと一体をなす国有地、久古字植松七〇〇から七〇四まで、七〇五の二の一部、七〇六の二及びこれらと一体をなす国有地、久古字下反り七〇七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、久古字神田七二八の一部、七二九、七三〇の一部、七三二、七三三の一部、七三四の一部、七三五の二の一部、七三六の二、七三七の二、七三九の二、七四〇の二、七四一の二、七四二の二、七四三の二、七四四の二、七四五の二、七四六及びこれらと一体をなす国有地並びに番原字芦原七九九の二から七九九の三まで</p>		

<p>番原字植松</p>	<p>久古字堂田六九六の一部、六九九の一部及びこれらと一体をなす国有地、番原字八幡ノ前七三七から七四〇までの一部及びこれらと一体をなす国有地、番原字馬場七四一の一部、七五三の一部、七五四の一部、七五五から七五八までの一部、七六一の一部及びこれらと一体をなす国有地、番原字トフガ七七二の一部及び七七三の一部、番原字植松七六二、七六三から七六六までの一部、七六七、七六八から七七〇までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに番原字芦原七九九の二から七九九の三までの一部、八〇二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>番原字馬場</p>	<p>番原字八幡ノ前</p>
<p>の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>番原字八幡ノ前七三一の一部、七三二の一部、七三三の一部、七三五から七四〇までの一部及びこれらと一体をなす国有地、番原字馬場七四一の一部、七四二、七四三の一部、七四四、七四五の一部、七四七の一、七四七の二、七四八の二から七四八の四まで、七四九、七五〇の二から七五〇の四まで、七五一の一、七五二の二、七五三の一部、七五四の一部、七五五から七五九までの一部、七六〇、七六一の一部、及びこれらと一体をなす国有地、番原字植松七六八の一部並びに番原字芦原八〇二の一部、八〇二の二及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>番原字八幡ノ前七二八、七二九の二から七二九の四まで、七三〇の二から七三〇の四まで、七三一の一部、七三二の</p>	<p>番原字八幡ノ前七二八、七二九の二から七二九の四まで、七三〇の二から七三〇の四まで、七三一の一部、七三二の</p>
<p>番原字小才敷下</p>	<p>久古字北田</p>	<p>久古字北田七六四から七六七までの一部及びこれらと一体をなす国有地、久古字北田山際七七三の一部、七七九から七八一までの一部、七八二、七八三、七八四の一、七八六の一、七八七から七八九まで、七九〇の一、七九三の一、七九四、七九六の一部、七九七の一部及びこれらと一体をなす国有地、久古字上流田山際八〇九の一部、八一の一、八一二から八一四まで、八一六、八一七の一部及びこれらと一体をなす国有地、久古字上流田八一九から八二二までの一部、八二二から八二四まで、八二五の一部、八二六、八二七、八二八から八三〇までの一部、八三一、八三二、八三三から八三五までの一部、八三七の一部、八三八の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに久古字大澤一〇五六の一〇、一〇五六の一一及び一〇五六の一二</p>	<p>久古字下反り七一の一、七一四の一部及び七一五の一部、久古字五反田七三三から七三三までの一部、七三三から七三三八まで、七三九から七四三までの一部及びこれら</p>
<p>一の一部、七三二の二、七三三の一部、七三三の二、七三三の三、七三四、七三五の一部、七三六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに番原字馬場七四三の一部、七四五の一部、七四六、七五九の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>久古字北田七六四から七六七までの一部及びこれらと一体をなす国有地、久古字北田山際七七三の一部、七七九から七八一までの一部、七八二、七八三、七八四の一、七八六の一、七八七から七八九まで、七九〇の一、七九三の一、七九四、七九六の一部、七九七の一部及びこれらと一体をなす国有地、久古字上流田山際八〇九の一部、八一の一、八一二から八一四まで、八一六、八一七の一部及びこれらと一体をなす国有地、久古字上流田八一九から八二二までの一部、八二二から八二四まで、八二五の一部、八二六、八二七、八二八から八三〇までの一部、八三一、八三二、八三三から八三五までの一部、八三七の一部、八三八の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに久古字大澤一〇五六の一〇、一〇五六の一一及び一〇五六の一二</p>	<p>久古字下反り七一の一、七一四の一部及び七一五の一部、久古字五反田七三三から七三三までの一部、七三三から七三三八まで、七三九から七四三までの一部及びこれら</p>	<p>久古字下反り七一の一、七一四の一部及び七一五の一部、久古字五反田七三三から七三三までの一部、七三三から七三三八まで、七三九から七四三までの一部及びこれら</p>

<p>久古字流田</p>	<p>と一体をなす国有地、久古字北田七六五から七六七までの一部、久古字上流田山際八一七の一部並びに久古字上流田八一八、八一九から八二二までの一部、八二五の一部、八二八から八三〇までの一部、八三四から八三八までの一部、八三九、八四〇の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>久古字小原</p>	<p>久古字北田山際七九五の二、七九六の二の一部、七九七の一部及びこれらと一体をなす国有地、久古字上流田山際七九八から八〇八まで、八〇九の一部、八一〇、八一一の一部及びこれらと一体をなす国有地、久古字上流田八三三の一部、八三四の一部、八四一の一部、八四二の一部、八四三及びこれらと一体をなす国有地、久古字流田八四四から八四九まで、八五〇から八五二までの一部及びこれらと一体をなす国有地、久古字小原八五四の一部、八五五の一部及びこれらと一体をなす国有地、久古字外堀九三九の二の一部、九四〇の二の一部、九四一、九四二の一部、九四三から九四五まで、九四六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、久古字大林一〇三九の二の一部、一〇四一の二の二、一〇四三の二、一〇四三の四の一部、一〇四三の五、一〇四三の六、一〇四四の二及び一〇四五並びに久古字北田山一〇四七の二、一〇四八の六から一〇四八の八まで及び一〇四九</p>
<p>久古字沢際</p>	<p>から八四二までの一部及びこれらと一体をなす国有地、久古字流田八五〇から八五二までの一部及びこれらと一体をなす国有地、久古字沢八六二、八六三の一部、八六四の一部、八六六の一部、八六八の一部、八六九、八七〇の一部、八七一の一部、八七三の一部、八七四の一部及びこれらと一体をなす国有地、久古字内堀八九一の二の一部、八九一の二の一部、八九二の一部、八九三、八九四、八九五の一部、八九六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに久古字外堀九三九の二の一部、九四二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>久古字堂田</p>	<p>久古字沢際のうち八八〇の一部、八八三の一部、八八四の一部、八八五、八八六の一部、八八九の一部、八九〇の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、久古字河原廣六八八の一部、久古字下反り七〇七から七一七までの一部、久古字沢八六三の一部、八六四の一部、八六五、八六六の一部、八六七、八六八の一部、八七〇の一部、八七一の一部、八七二、八七三の一部、八七四の一部、八七五から八七七まで及びこれらと一体をなす国有地並びに久古字内堀八九一の二の一部、八九一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>久古字小原</p>	<p>久古字小原のうち八五四の一部、八五五の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、久古字下反り七一七の一部、久古字上流田八三四から八三六までの一部、八四〇</p>

<p>久古字外堀</p>	<p>久古字大林</p>	<p>久古字上向田</p>	<p>をなす国有地、久古字河原廣六七九の一部、六八〇の一部 六八五の一部、六八七から六八九までの一部、六九〇及び これらと一体をなす国有地、久古字下反り七〇七の一部、 七〇八の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに久古字 沢際八八〇の一部、八八三の一部、八八四の一部、八八五、八 八六の一部、八八九の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>久古字内堀八九一の二の一部、八九二の一部、八九五か 一体をなす国有地</p>	<p>久古字大林のうち一〇三九の一の一部、一〇四一の二の 一部、一〇四三の二、一〇四三の四の一部、一〇四三の五、 一〇四三の六及び一〇四四の二以外の区域、久古字下滝ノ 上九二〇の二、九二二の一の一部、九二二、九二四の一部、 九二五の一の一部、九二七の一の一部、九二七の二、九二 八の一及びこれらと一体をなす国有地、久古字外堀九三〇 の一部、九三一の一の一部、九三一の二、九三三の一の一 部、九三五の一部、九三六の一部、九三七の一の一部、九 三九の一の一部、九四〇の二の一部、九四六の二の一部及 びこれらと一体をなす国有地並びに久古字下流田九四七、 九四九、九五〇の一、九五一の一、九五二の一、九五三、 九五四の三、九五五の二、九五六の二の一部及びこれらと 一体をなす国有地</p>	<p>久古字上向田の全域、久古字八幡ノ前六五二、六五三、 六五四の一、六五四の二、六五五、六五六の一部、六五七、 六五八、六五九、及びこれらと一体をなす国有地並びに久 古字堂田六九三から六九六までの一部、六九九の一部及び これらと一体をなす国有地</p>	<p>ら八九七までの一部及びこれらと一体をなす国有地、久古 字滝ノ上九〇七の一の一部、九〇七の二の一部、九〇八の 一部、九〇九の一の一部、九〇九の二の一部及び九一〇の 一の一部、久古字下滝の上九二二の一の一部、九二四の一 部、九二五の一の一部、九二六、九二七の一の一部及びこ れらと一体をなす国有地並びに久古字外堀九三〇の一部、 九三一の一の一部、九三二、九三三の一の一部、九三五の 一部、九三六の一部、九三七の一の一部、九三八、九三九 の一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>久古字下滝ノ上</p>	<p>久古字滝ノ上</p>	<p>久古字堂田原五九六の二、六〇〇の二の一部、六〇〇の 三及びこれらと一体をなす国有地、久古字河原廣六七九の 一部、六八〇の一部、六八一から六八四まで、六八五の一 部、六八六、六八七の一部、六八九の一部及びこれらと一 体をなす国有地、久古字沢際八八九の一部、八九〇の一部 及びこれらと一体をなす国有地、久古字内堀八九一の二の 一部、八九七の一部及びこれらと一体をなす国有地、久古 字外堀九三五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに久 古字滝ノ上八九八から九〇三まで、九〇四の一、九〇四の 二、九〇五、九〇六の一、九〇六の二の一部、九〇六の五、 九〇七の一の一部、九〇七の二の一部、九〇八の一部、九 〇九の一の一部、九〇九の二の一部、九一〇の一の一部及 びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>久古字滝ノ上九〇六の二の一部、九〇六の三、九〇六の 四、九〇六の六、九一〇の二及びこれらと一体をなす国有 地、久古字下滝ノ上九一一から九一九まで、九二〇の一、 九二〇の三、九二一、九二二の二から九二二の四まで、九</p>

久古字長塚中	二五の二、九二五の三及びこれらと一体をなす国有地、久古字下流田九五四の一、九五四の二、九五四の四、九五五の一、九五五の三、九五六の一、九五六の二の一部、九五七から九六三まで及びこれらと一体をなす国有地並びに久古字長塚山南一〇〇二の一
久古字長塚下	久古字長塚下のうち九九五の一部、九九六の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに久古字新助屋敷一三四九の七及びこれと一体をなす国有地の一部
久古字新助屋敷	久古字新助屋敷のうち一三四九の七及びこれと一体をなす国有地の一部以外の区域
久古字長塚山南	久古字長塚山南のうち一〇〇二の二及び一〇〇七の二以外の区域
久古字大澤	久古字大澤のうち一〇五六の二〇、一〇五六の二一、一〇五六の二二、一〇五六の二四、一〇六二の三、一〇六八、一〇六九の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
久古字北田山際	久古字北田山際のうち七六八から七七二まで、七七二の一、七七二、七七三の一部、七七四の一、七七五から七七九まで、七八〇の一部、七八一、七八二、七八三、七八四

久古字北田山	の二、七八六の一、七八七から七八九まで、七九〇の一、七九三の一、七九四、七九五の二、七九六の一、七九七及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
久古字堂田原	久古字北田山のうち一〇四七の二、一〇四八の六から一〇四八の八まで及び一〇四九以外の区域
久古字八幡ノ前	久古字堂田原のうち五九六の二、六〇〇の二、六〇〇の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 久古字八幡ノ前のうち六五二、六五三、六五四の一、六五四の二、六五五、六五六、六五七、六五八、六五九及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
廃止する字の名称	丸山字中原、丸山字南原、丸山字原手、須村字向霞ケ中、須村字下霞ケ中、須村字中狭、須村字老反少田、須字字三反田、須村字下細入、須村字源太垣、須村字四反田、須村字細田道下、須村字石黒、須村字清水田、久古字北田ハナ、久古字神田、久古字植松、久古字上反り、久古字下反り、久古字四通り田、久古字上流田山際、久古字沢、久古字内堀、久古字河原廣、久古字下流田及び久古字上流田

鳥取県告示第五十六号

食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第百三号)第三十三条の二の規定に基づき、卸売販売業者の業務の引継ぎを承認したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年一月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 業務の引継ぎの時期

昭和五十五年一月五日

二 引継ぎを受ける卸売販売業者

鳥取市南吉方一丁目八一番地

鳥取県東部米穀卸協同組合

理事長 井 上 安 栄

三 業務を廃止する卸売販売業者

倉吉市旭田町一一番地

鳥取県中部米穀卸協同組合

理事長 小 綿 寅 雄

鳥取県告示第五十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十四条第三項の規定に基づき、西伯郡岸本町吉長五八一一大原千町土地改良区から同土地改良区が行う土地改良事業に係る大原千町地区第一工区の換地処分をした旨の届出があつたので、同条第四項の規定により告示する。

昭和五十五年一月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第五十八号

港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三十三条第一項の規定に基づき、次のとおり港湾管理者となつたので、同条第二項において準用する同法第九条第一項の規定により告示する。

昭和五十五年一月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 港湾の名称

地方港湾 逢 坂 港

二 港湾管理者の名称

鳥 取 県

三 港湾区域

塩津三角点(一七・〇メートル)から三五〇度四三五メートルの地点を中心とする半径五〇〇メートルの円内の海面

鳥取県告示第五十九号

昭和三十一年五月鳥取県告示第八十三号(港湾区域の定めのない港湾について)の一部を次のように改正する。

昭和五十五年一月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

表中逢坂港の項を削る。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月千円(送料を含む)】